

フリースクール等への公的支援に関する意見書

2022年10月に文部科学省が公表した小・中学校における長期欠席者のうち、不登校児童生徒数は244,940人（前年度196,127人）で、児童生徒1,000人あたりの不登校児童生徒数は25.7人。9年連続で増加し、過去最多となっています。摂津市でも8月末で小中学校合わせて約90人となり、増加の一途をたどっています。

そのため、受け皿となる不登校の子どもたちにとっての学校以外の「居場所」のニーズは高まっており、フリースクールや居場所の情報提供とともに、受け皿となる居場所の整備や活動の支援が求められます。

法律としても、2016年12月に「教育機会確保法」が施行され、不登校の児童生徒を自治体が支援することが明記されました。フリースクール等の公的支援については、「国や自治体に環境整備を求める」としています。他府県では、公的支援に対する取り組みが進んでおり、例えば、札幌市では、平成24年よりフリースクール等民間施設の活動を支援し、児童生徒の社会的自立を図ることを目的として、施設の設置者に対し、児童生徒の指導体制の整備、教材や体験学習等に係る経費の一部を助成しています。また、上越市はフリースクール等の利用に係る経費の補助として、利用開始時には入学費や入寮費、毎月の経費として学習費、寮費のみならず、食費、さらに体験利用時の費用まで補助する制度が整っています。まずは義務教育にあたる学びの機会の確保、そのための公的支援は必要不可欠なものと考えます。

以上の点から、国と大阪府に対して、フリースクール等不登校支援の体制作りと保護者への支援への予算化を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年9月27日

摂津市議会